

市民のみなさんと行政が一体となって できることから取り組むことが大事です

地域のみなさんで 地域の魅力を再発見！



「地域景観ワークショップ in 阿知須」の様子
(平成18年10月22日開催)

みなさんが普段、なにげなく見ている地域の景観について、まずは、少し異なる視点からふりかえり、地域の魅力を再確認したり、新しい魅力を発見したりすることからはじめてみませんか。

山口市では、山口県と共同で平成18年10月22日に、阿知須地域において、景観ワークショップを開催し、地域のみなさんと一緒に景観について考え、その結果を壁新聞にまとめて発表しました。

地域住民のみなさんから、 景観形成等に向けたルールの 提案を行うことができます ～住民等による提案制度～

都市計画法・景観法に基づく制度

都市計画法や景観法では、市民の皆さんやNPO法人などがより主体的にまちづくりに参加できるように、都市計画や景観づくりについて、自ら提案することができる制度が設けられています。この制度を活用することにより、地域住民と行政が一体となったまちづくりを進めることができます。

提案できるのは、土地所有者等やまちづくり関連のNPO法人、公益法人等の団体です。提案の要件として、0.5ヘクタール以上のまとまった土地の区域について、都市計画等の各種法令上の基準に適合するとともに、対象となる土地所有者等の3分の2以上の同意を得ることなどが必要です。

提案後は、行政により策定又は変更等を検討し、必要と判断された場合には、法的手続きに入ります。



まめ知識

③

これまでの取り組み 山口市都市景観条例

山口市では、これまでも独自に、行政・市民・事業者が協力しながら、魅力ある都市景観形成に努めてきました。

[条例に基づく独自の取り組み]

都市景観形成地区(一の坂川周辺地区) 指定制度

指定地区内で新築・改築等の行為を行う際には、工事に取掛かる前に届け出ていただき、建物の建て方等について、地区の魅力ある景観形成のための基準に適合するようお願いしています。

現在は、一の坂川周辺地区を指定しています。

大規模建築物等の届出制度

商業系の地域における6階以上または延べ床面積5,000㎡以上の建築物の新築等の行為について、工事に取掛かる前に届け出ていただき、周囲の景観への配慮をお願いしています。

“景観”づくりは 魅力ある地域づくりの第一歩！

守りたい景観、育んでいきたい景観、
創っていきたい景観・・・

身近な“景観”を通して
地域のまちづくりについて
みんなで一緒に考えてみませんか？

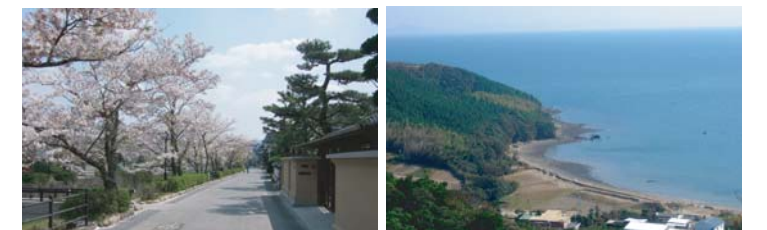
“景観”ってなんだろう？

“景観”ということばを聞くと、海や山などの豊かな自然や歴史的な建物、美しい町並みや田園風景など、人によって様々な景色を思い浮かべます。

“景観”とは、わたしたちが日頃、目にしている「まちの姿」であり、そこに心地よさや懐かしさ、にぎわいなどが加わることで、地域特有の魅力となって現れてきます。

良好な景観は、現在及び将来における市民共有の財産です。わたしたちの身近な景観について考えていくことは、結果として地域のまちづくりについて考えることにつながります。

みんなで考え、話し合い、少しずつできることから行動していくことが、魅力ある地域づくりに向けた第一歩となります。



まめ知識

①

景観づくりの基本法 景観法

平成17年6月に全面施行された、我が国初の景観に関する総合的な法律です。

それぞれの地域において、市民のみなさんのご意見を反映させながら、より魅力ある景観形成を進めることができるように、法的規制や規制緩和などができる仕組みについて定められています。

まめ知識

②

山口市は 景観行政団体

景観法に基づく景観行政を主体的に進めることができるのは、「景観行政団体」となった県または市町村です。

山口市は、平成18年5月に景観行政団体となり、これまで市独自に取り組んできた景観行政をさらに発展させ、市民のみなさんと一緒になって、より魅力ある山口市らしい取り組みを進めることができるようになりました。

お問い合わせ先

山口市 都市整備部 都市計画課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：(083) 934-2831

FAX：(083) 934-2654

E-mail: toshi@city.yamaguchi.lg.jp



心地よい地域の景観や
住みやすい地域の環境を
守っていけないだろうか？

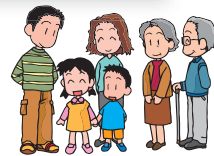


都 高度地区の指定
都 地区計画の活用 等

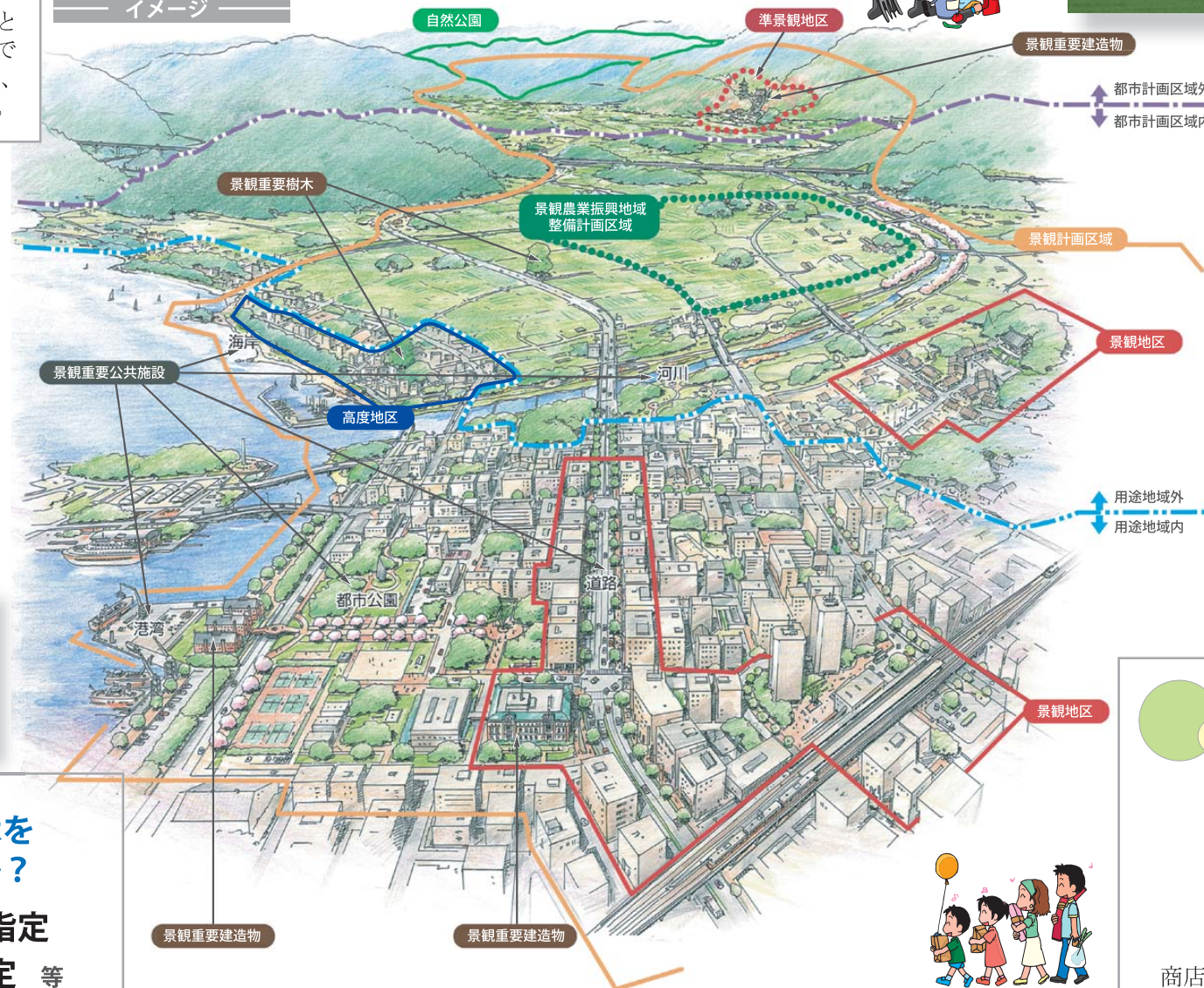
周囲から突出するような高層建築物を規制し、地域の景観と住環境を守る手法の1つとして、高度地区の指定があります。高さの基準を定めることにより、基準に適合しない建築物を建てることができなくなります。
また、地域の実態にあったきめ細やかなルールを住民と行政が協働で定めることができる制度が、地区計画制度です。メニュー方式で、建築物の用途や建て方(高さ、位置、形態・意匠)等、必要なルールのみ定めることができます。

地域の特性を活かして、 できることから 取り組んでみませんか？

— 景観づくりの手法のご紹介 —



イメージ



どこかほっとする田園風景を
残しながら、景観を活かした
田園地域の活力づくりが
できないだろうか？

景 景観農業振興地域
整備計画の活用 等

景観と調和した営農環境を維持するために、景観農業振興地域整備計画を策定することにより、棚田の保全や地域の景観を印象づける作物栽培(果樹園、花畑等)の活動を支援することや、趣ある集落景観(石垣や水路、建築様式等)の保全が可能です。
また、農村景観形成に取り組む団体等を景観整備機構に位置づけることで、耕作放棄地等の農地の利用権を取得することも可能です。



メインストリートなどの道路や
印象的な河川などの公共施設も
魅力的にできないだろうか？

景 景観重要公共施設の指定
(景観重要道路、景観重要河川等) 等

地域景観の中で重要な要素の1つとなっている道路や河川、公園、海岸などの公共施設は、景観計画の中において、景観重要公共施設の位置づけと、良好な景観形成を行うために必要な整備方針等について、定めることができます。



今ある古い町並みを活かして
風情ある地域の景観づくりが
できないだろうか？

景 景観計画の活用
都 景 景観地区の指定 等

地域の歴史を感じられる歴史的な施設や風情ある古い町並みなどを残しながら、それらに調和した建築物の建て方を誘導する手法として、景観計画が活用できます。
また、より明確に建築様式をそろえることなどにより、調和した町並みを保全・形成していきたい場合には、法的拘束力の強い景観地区の指定が有効です。



地域のシンボルとなる建物や樹木を
大切に将来まで残せないだろうか？

景 景観重要建造物の指定
景 景観重要樹木の指定 等

地域の景観に重要な要素となっており、将来まで大切にしていきたいシンボリックな建造物や樹木は、所有者の意向をふまえ、景観重要建造物や景観重要樹木を指定し、現状変更への制限をかけることで、適切に保全することが可能です。
建造物の場合、一部、減税措置や建築基準法上での緩和措置が適用されます。



景 準景観地区

都市計画区域外において、景観地区と同じような規制を実施し、魅力ある地区の景観を保全・形成するための制度です。

自 自然公園 (国立・国定公園)

景観計画区域に含まれる場合、良好な景観形成に必要な基準を現行基準に上乗せして、景観計画に定めることができます。

都 都市計画法に基づく制度 景 景観法に基づく制度 自 自然公園法に基づく制度

歩いて楽しく、賑わいを感じる
商店街や通りづくりに
建物のデザイン等を
活かせないだろうか？

景 景観計画の活用
都 景 景観地区の指定 等

商店街など、街を訪れる人が楽しく歩けるとともに、賑わいを演出する仕掛けとして、景観計画を活用して、沿道の建物のデザインでの工夫を誘導することができます。
建築物の建て方において、より法的拘束力をもたせることにより、通り等の景観の混乱を避けたい場合には、景観地区の指定も有効です。
さらに、地区内の道路を景観重要公共施設に位置づけることにより、道路の景観整備と沿道建物が一体となった魅力ある空間づくりを実現することができるとともに、歩道におけるオープンカフェ等による利用も可能になることがあります。

